

身体的拘束最小化推進体制加算に係る掲示事項

令和8年7月

<身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方>

身体的拘束は、患者様の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

<身体的拘束に係る方針>

当院では、患者様又は他の患者様等の生命又は身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束は原則として行いません。

<身体的拘束最小化のための取組>

①身体的拘束を行う必要性を生じさせないための日常的な取り組み

- ・患者様主体の行動や尊厳を尊重し、言葉や対応などで患者様の自由を妨げない
- ・患者様の想いをくみ取り、意向に寄り添った支援と多職種協働での丁寧な対応
- ・身体拘束を誘発する原因の特定と除去
- ・薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防による危険行動の予防

②拘束の必要性を慎重に判断する体制

- ・患者様が問題行動に至った経緯のアセスメント、問題行動の背景の理解
- ・複数名での評価、身体拘束をしなくても良い対応の検討
- ・多職種によるカンファレンスの実施、身体的拘束の必要性や患者様に適した用具であるか等の評価

③多職種でのカンファレンスによる解除の検討

- ・期間を決めてのアセスメントの実施、身体的拘束解除に向けたカンファレンスの実施

④実施状況の定期的な確認と改善

- ・身体的拘束の実施状況を把握、検討を行い、各種会議等での院内共有

⑤職員が安心して取り組める環境づくり

- ・相談や報告体制、支援体制の構築

⑥職員研修の実施（年2回、代替手段や成功事例を学べる内容等）

<身体的拘束の実施状況（直近3か月）>

算定入院料：地域包括ケア病棟入院料Ⅰ

	R8.4	R8.5	R8.6	直近3か月合計
① 当該入院料の延べ算定日数	731日	874日	836日	2,441日
② ①のうち、身体的拘束実施日数	0日	0日	0日	0日
③ 身体的拘束実施割合（②／①）	0%	0%	0%	0%